

## 【 再生計画案提出に関する Q & A 】

下記内容は、3月26日に東京地方裁判所に提出いたしました再生計画案の概要を記載したものです（なお、これはあくまで概要ですので、正確な内容は債権者の皆様のお手元に届く「再生計画案」にてご確認下さいますようお願いいたします）。この計画案の内容が確定し、これに従って弁済等するためには、債権者の皆様のご投票により再生計画案が可決される必要があります。

債権者の皆様には、再生計画案が可決されるようご理解とご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

### Q1. ㈱みらい建設グループの再生計画案の主な内容、骨子はどのようなものですか。

A. 持株会社である当社は、自ら建設事業等を営んでいないため、再生計画にしたがった再生債権の弁済後、最終的に清算を予定しております。

第1回弁済として、1債権者当りの合計債権額50万円以下の部分につきましては100%、50万円超の部分については3%を、再生計画認可決定確定日（下記ご参照）から5ヶ月以内に弁済させていただきます。

上記第1回弁済に先立って、第1回免除として、1債権者当りの合計債権額50万円以下の部分につきましては0%、50万円超の部分については90%の免除をお願いいたします。（したがって、第1回免除及び第1回弁済後の債権残額は、50万円以下の債権者は0円、50万円超の債権者は50万円超の部分の7%ということになります。以下ではこれを第1回弁済後残額といたします。）

当社の債権回収及び資産換価等が終了し最終的な弁済ができる状態になったときは、債権回収金・資産換価代金等から共益債権・一般優先債権を控除した資金を弁済原資として、第1回弁済後残額に比例按分した額を弁済させて頂き（第2回弁済）、その後の残額の全額の免除をお願いいたします（第2回免除）。

発行済み株式を全株無償にて取得の上、その全てを消却し、かつ資本金の額を全額減少させるとともに、新たに会社法にしたがい取締役会決議による募集株式の発行をし割当先も取締役会決議で決定いたします。

再生計画認可決定確定日は、手続きが順調に進捗した場合には、平成20年6月中旬頃となると思われます。よって、この場合には、11月頃に第1回弁済をすることが想定されます。

### Q2. たとえば300万円の債権を有している場合、弁済金額は何円になるのですか。

A. 上記Q1のAのとおり、第1回弁済においては、1債権者当りの合計債権額50万円以下の部分につきましては100%弁済、50万円超の部分については3%を弁済させて頂く計画です。

したがって、たとえば、300万円の債権を有している場合、第1回弁済は

$50\text{万円} \times 100\% + (300\text{万円} - 50\text{万円}) \times 3\%$   
により、弁済金額は、57万5000円となります。

また、第1回免除は、250万円(300万円 - 50万円)の90%の225万円ですから、第1回弁済後残額は17万5000円(300万円 - 225万円 - 57万5000円)となります。

第2回弁済額は、弁済原資に対し、第1回弁済後残額に応じて按分比例されることとなりますので、具体的な金額は未定です。

### Q3. 今後の再生スケジュールはどのような予定ですか。

A.再生計画案を提出した3月26日以降のスケジュールは概ね以下のとおりです。

4月中旬頃：再生計画案、これに対する監督委員の意見書、裁判所からの通知書、議決票等が債権者の皆様に送付されます。

4月中旬頃～5月7日(必着)：

再生計画案について、書面による投票ができます。是非、賛成のご投票をお願いいたします。

(もし可決されず、又は認可されない場合には、破産手続に移行してしまいます。この場合については後記Q5をご参照下さい。)

**再生計画に基づく弁済をさせていただくためにも、是非、投票期間中に、賛成の投票をお願いいたします**(もし書面投票でも債権者集会でも投票をされない場合には、反対の投票と同じ意味になります。後記Q4のAをご参照下さい)。

5月14日午後3時：東京地方裁判所で債権者集会が開催されます(なお、この債権者集会でも投票をすることができます)。ここで、再生計画案が可決され、さらに裁判所により認可されれば、以下に進みます。

6月中旬頃：官報公告の日程等にもよりますが、この頃再生計画認可決定が確定すると思われます。

の再生計画認可確定日から5ヶ月以内に第1回弁済を予定しております。

### Q4. 再生計画案に基づく弁済を受けたいのですが、債権者として何かする必要がありますか。

A. 弊社が再生計画案に基づく弁済を行うためには、まず、債権者集会で再生計画案が可決されることが必要です。可決のためには、次の2つの要件のいずれも満たさなければなりません。

( ) 投票(書面投票、債権者集会での投票のいずれも含む)をした議決権者(いわゆる頭数)の過半数の賛成

( ) 議決権者の総議決権額の1/2以上の賛成

なお、投票をされない場合は、( )の要件との関係で再生計画案に反対され

ることと同様の意味になります。

議決票は、4月中旬頃、再生計画案などと一緒に、債権者の皆様のお手元に郵送される予定です。

議決票による投票は、4月中旬から5月7日まで（必着）の間、郵送で行うことができます。また、5月14日に東京地方裁判所で開催される債権者集会でも投票することができます。

再生計画案に基づく弁済をさせていただくためにも、是非、賛成のご投票をお願いいたします。なお、再生計画案が可決認可されて、これに基づく弁済が可能となりましたら、具体的な手続（振込先の指定）などは、別途弊社からご連絡させていただきます。

#### **Q5. 再生計画案が可決されないと、どうなるのですか。**

A. もし再生計画案が可決されないと、弊社は、破産手続に移行することが想定されます。その場合、再生計画に基づく弁済率よりも低い配当しかできないことが想定されます（また、破産手続では、50万円以下の少額部分について優先的に100%の弁済をすることはできず、債権額に応じて比例案分して配当することになります）。

債権者の皆様には、是非、賛成のご投票をお願いいたします。

#### **Q6. 債権者集会に参加しないことで、不利益はありますか。**

A. 債権者集会に参加されない場合でも、何ら不利益はありませんし、そもそも債権者集会への参加は、債権者の皆様の義務ではありません。

再生計画案に対する賛否の投票も、上記Q4のAのとおり、郵送で行うことができます。

また、再生計画案についての決議の結果は、債権者集会終了後、速やかに、弊社ホームページに掲載するとともに、債権者の皆様にお知らせいたします。債権者集会にご参加いただいた場合、その参加のための費用（交通費等）は、誠に申し訳ございませんが、参加された債権者ご自身のご負担となってしまいます。

また、債権者集会においては、時間の関係上、再生計画案について改めてご説明等することなくすぐに投票を行うというのが東京地方裁判所の運用です。なお、債権者集会当日に裁判所で投票する予定で事前に郵送による投票をしておかなかった場合に、もし、当日急用が入ったり交通機関が遅れたりしたために裁判所での投票ができなかったときは、前記Q4のAのとおり反対と同様に扱われてしまいます。

事前に郵送にてご投票いただいた場合でも、債権者集会にご出席いただくこ

とは可能です。

以上のとおりですので、債権者の皆様には、是非、郵送にてご投票頂きたく  
お願いいたします。

**Q7. 再生計画案、議決票などが届かないのですが、どうすれば良いですか。**

A. 再生計画案等は、郵送で送付されますが、もし4月20日を過ぎてお手元に届か  
なければ、後記お問い合わせ先までご連絡下さい。

**Q8. 郵送による投票をしたいのですが、具体的にはどのようにすれば良いのですか。**

A. 4月中旬頃に、再生計画案などと一緒に、議決票、返信用封筒（切手付き）が  
送付されます。

- ・議決票の賛成・反対のいずれかに をつけて（これを忘れると、無効票とし  
て、反対票と同様になりますので、ご注意ください）
- ・上記記入をした方が署名し（実際に記入した方の署名です。会社代表者等  
である必要はありません。）
- ・返信用封筒に封入の上、投函するだけで、投票ができますので、是非郵送に  
よる投票をご利用ください。（再生計画案などと一緒に、議決票の取扱いにつ  
いての説明書も送付されますので、そちらもご覧下さい。）

**Q9. みらい建設グループの株主ですが、株券はどうなるのですか。**

A. 株主の皆様には、このような事態に至り、改めまして深くお詫び申し上げます。

東京地方裁判所に提出いたしました再生計画案では、再生計画の認可が確定した  
後、全ての発行済み株式を無償で取得の上、消却し、100%減資を行う計画となっ  
ております。

これにより、お手元の株券は無効となります。

**Q10. 減資手続きには、株主総会の特別決議が必要になるはずですが、株主総会は開催  
されるのですか。**

A. 上記Q9のAに記載しました株式取得及び減資は、会社法に基づくものではなく  
民事再生法に基づき再生計画によって行われるものです。このような再生計画案を  
提出することについては東京地方裁判所から許可を頂いております。この場合には、  
会社法所定の株主総会特別決議等の手続は不要とされているため、株主総会は開催  
はされませんので、ご理解頂きたくよろしくお願い申し上げます。

**Q11. この先再上場する計画はありますか。**

A. 前記 Q1 の A のとおり、当社は最終的に清算を予定しておりますので、再上場の予定はございません。

以 上

**再生計画案についてのお問い合わせ先**

(株)みらい建設グループ      再生対策室      電話 03-5623-8595

**株式についてのお問い合わせ先**

(株)みらい建設グループ      総務グループ      電話 03-5623-8533

**(注) その他、個別的な問題についても、上記お問い合わせ先までご連絡ください。**